

国土交通省独立行政法人評価委員会
都市再生機構分科会（第27回）

平成24年3月21日

【浦口企画専門官】 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第27回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を開会いたしたいと思います。

本日は、委員の皆様方には、ご多忙の中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。私、国土交通省住宅局民間事業支援調整室の浦口と申します。今日の司会を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、分科会の委員の先生8名でございますけれども、5名の方のご出席を予定しております。来生先生はちょっとおくれていらっしゃるということでございますので、後ほどお見えになると思います。ですので、定足数を満たしているということでご報告をさせていただきます。浅見委員、黒田委員、野城委員はご都合によりご欠席でございます。

次に、本日の分科会の公開についてでございますけれども、規則によりまして、本日の議事は公開により説明させていただきます。なお、カメラ撮りにつきましては議事に入るまでということとさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、お手元の資料の確認をさせていただきたいと思います。座席表のほかに、議事次第がございます。その次に委員会の名簿、資料一覧がございますけれども、資料につきましてはその資料一覧のとおりでございます。何種類かにわたっておりまして恐縮でございますけれども、資料1、2、3が本日ご審議いただく事項の関係でございます。それから、法令による審議事項とは異なりますけれども、ご報告事項といたしまして、参考資料1をおつけしているということでございます。

もし過不足がございましたら、後ほどでも結構ですので、事務局のほうにお申しつけいただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、まず初めに、住宅局の井上審議官より、冒頭一言ごあいさつをさせていただきますと考えております。よろしく願いいたします。

【井上官房審議官】 ご紹介いただきました井上でございます。局長が急用で来られなくなりましたので、かわりにごあいさつを申し上げたいと思います。

本日の分科会では、毎年恒例の次年度借入金等についてのほか、震災に絡んで中期目標に変更がございます。あわせて機構の震災への対応と昨年の秋に始まりました独法の見直しの動きについても、ご報告をさせていただきたいと思っております。震災と独法の見直しについて、私から簡単に概要だけを申し上げさせていただきます。

震災につきましては3月11日、1年たちましたけれども、発災直後からまずはUR賃貸の空き家に避難される方の受け入れ、これは阪神のときなども同様でございますが、それから現地で仮設住宅を建てます際の技術者の派遣、これにすぐさま取り組ませていただきました。4月ぐらいになって少し復興ということが見えてきたときに、県、市町村のほうから要請がございまして、復興住宅、あるいは復興まちづくりの策定に当たって技術者を派遣してほしいということで、これまで順次派遣をさせていただいております。補正予算の3次補正が夏に通ったわけでございますけれども、ここで派遣についての予算措置をいたしまして、委託とか、あるいは公営住宅を代行して建てて譲渡するというような取組、これは阪神のときにも行っておりますが、こういう取組が始まるまでの間の派遣については、国費である程度きちっと面倒を見ようということとさせていただきます。

現在は70名ぐらいを現地の市町村等に派遣しておりまして、順次これが委託のまちづくり事業、URから見れば受託ですね。それから、これも受託があるかもしれませんが、今、取り組み始めているのは、市の要請、町の要請を受けて、指定のところに代行して建てて、後で譲渡して、公営住宅として活用していただくというようなお手伝いがやっと本格化した状況でございます。また、被災者向けに提供した住宅についても、順次借上げということで、災害救助適用を受けるように、それぞれの地元の自治体と協議をしてみました。被災県による借上げも可能だということが厚労省から示されましたので、年度末までにちょっと間に合わないかも知れませんが、有償で、国費で借上げという形に転換していく予定でございます。

それから、組織の見直しでございますけれども、昨年9月、行政刷新会議に独法の分科会がございまして、その刷新会議の分科会の議論としては、URについては100%政府出資の特殊会社化を含めて検討してはどうかという論調で、事務的にはずっと参りました。一昨年のURの在り方の検討会の結果を受けて、私どもの大臣から発表した改革案が、完全民営化は当面困難だと。100%出資の特殊会社か、公法人のまま改革を進めるのかどっちかで、当面は公法人でやるべきだろうというような見解を出しましたけれども、今は選択肢に特殊会社化があるということで、これを検討しようということで年末までいった

のですが、最終段階で、今の岡田副総理から「分割・再編を含めて検討せよ」ということになりました。かつ、この分割・再編を含めた検討の場を内閣府に設けまして、2月からスタートして、今はURについても、JHFもなんですけれども、検討しているという状況でございます。

閣議決定が1月20日に行われた中では、年度末、3月末までに分割・再編の大きな方針を示して、その後夏までに、そのうち特殊会社化できるものをどうするかを含めて検討して、最終結論へということになってございまして、現在、内閣府で検討しているという状況でございます。今、これがどういうふうになるかということをご報告申し上げられる段階にはございませんけれども、かなり時間的な制約の中で回数をこなして議論されているという状況であることをご報告申し上げたいと思います。

私どもとしては、できるだけきっちりした結論を出していただいて、これに沿ってしっかりやっていくということに尽きるんだと思っておりますけれども、先生方にもまたいろいろな形でアドバイスなりいただければありがたいと思う次第でございます。

本日は濃密なご議論をいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

【浦口企画専門官】 それでは、取材のカメラ撮りがある場合はここまでということでございますけれども、大丈夫ですね。

本日の議事につきましては、お手元の議事次第のとおりでございますけれども、議事録につきましては、委員の皆様方にご確認をいただきました上で、議事要旨とあわせまして後日国土交通省のホームページに公表させていただくこととしておりますので、またよろしく願いいたします。

それでは、本日の議事のほうに移りたいと思います。来生先生いらっしゃいました。

今からちょうど議事に入るところでございますので、本日の議事に入らせていただきたいと思っております。以降の進行につきましては、小林分科会長にお願いしたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

【小林分科会長】 それでは、27回でございます。議事を進めさせていただきたいと思っております。

お手元の議事次第でございますように、3つ議事がございます。(1)の議事、中期目標及び中期計画の一部変更について、ご審議をお願いしたいと思います。また、あわせまして、先ほど井上審議官からお話ございましたが、東日本大震災における都市再生機構の

取組についても重ねてご説明をいただく。審議事項ではございませんが、ご説明をいただくということにさせていただきたいと思います。

それでは、お願いいたします。

【家田課長補佐】 国土交通省住宅局総務課民間事業支援調整室の家田でございます。

議事の1点目でございますけれども、中期目標及び中期計画の変更について、ご説明申し上げます。お手元の資料1-1と1-2を並べてご覧いただきながら、聞いていただければと思います。

中期目標、中期計画の改正の内容でございますけれども、東日本大震災からの復興に係る業務について、中期計画、中期目標にきちんと位置づけて実施していくというのがその内容でございます。後ほど都市再生機構から復興事業の実施状況について詳細な説明がございますけれども、例えば山田町との間では市街地整備事業につきまして協力協定を締結したりとか、あるいは2月には、塩竈市との間で災害公営住宅の建設について基本協定が締結されるというように、復興について実際に事業が動き出しておりますので、そうした事業につきましてきちんと計画、目標に位置づけて進めてまいりたいというものでございます。

1の概要にも記載がございますけれども、皆さんご承知のとおり、東日本大震災による被災地方公共団体につきましては、現時点でみずからの行政能力で復興事業を進めていくというだけの行政能力が必ずしもないところも存在しております。そうした中で豊富なノウハウ、あるいは人員不足を補う事業執行能力を持ちあわせているURが、復興の中で大きな役割を果たしていくことが期待されているというような状況でございます。

このタイミングで中期目標と中期計画について変更する理由といたしましては、2のところに記載がございますが、大きく2点理由がございます。1つは、東日本大震災復興特別区域法でございます。この法律の中で都市再生機構法の特例というもの——後ほどまた紙が出てまいりますけれども——が設けられまして、復興整備事業として行われる土地区画整理事業等につきましては、本来の業務として受託ができるように措置がされております。また、現在国会に提出されております福島復興再生特別措置法につきましては、福島県の地方公共団体からの委託に基づいて、居住制限者とございますが——これは避難しておられる方々でございます——避難者に対する住宅、宅地の供給に係る業務を受託することができる、本来業務として受託することができるというような措置がされてございます。

こういった2法の中で、都市再生機構の役割というのが明確に規定されたことに伴いま

して、今回、中期計画、中期目標においても、東日本大震災からの復興に係る業務について実施していくという旨を規定することとするものでございます。

ちなみに関係法令、今、申し上げました2つの法律についての審議の状況でございますけれども、東日本大震災復興特別区域法につきましては既に成立・施行がされております。こちらは昨年12月でございますけれども、公布・施行されているという状況でございます。それから、福島復興再生特別措置法についてでございますけれども、こちらは3月8日に衆議院を通過しております、今現在、参議院で審議がされているという状況でございます。見通しとしては、今月末に成立して公布がされるのではないかとされている状況でございます。

それから、具体的にどのような形で中期計画・中期目標を改正していくのかという点についてご説明申し上げます。資料1-2をご覧くださいと思います。中期目標、中期計画、それぞれ記載に大きな違いはございません。都市再生機構が作成する計画については、これは機構が事業実施主体であるということでございますので、語尾が「適切に行う」という形になっております。それ以外のところは中期目標、中期計画それぞれについて違いはございません。

全体が大きく3つのパートからなっております。4、「東日本大震災からの復興に係る業務の実施」とございますが、1点目は、先ほどご説明申し上げました東日本大震災復興特別区域法に基づく業務の受託ということでございます。それから2点目が、福島復興再生特別措置法に基づき地方公共団体から委託される業務の受託でございます。最後の3点目でございますけれども、これは現行の都市再生特別措置法に基づいて実施する業務でございますが、地方公共団体からの要請に基づく災害公営住宅の建設及び譲渡を適切に実施して参るというものでございます。

3点とも、地方公共団体が単独で実施することは困難な場合においてということで、本来に必要なものについて実施していくという旨を明示しているところでございます。

それでは、資料1-3をご覧くださいと思います。こちらについては、全体の中期目標のどの位置に今般の改正内容が追加されているかということをご確認いただきたいんですけれども、6ページをご覧くださいと思います。

先ほどのところですが、4として「東日本大震災からの復興に係る業務の実施」という記載がございます。この点、事前のご説明の中でも、なぜこの場所に規定するのかというようなご質問もいただいておりますけれども、3ページに戻っていただきたいと思っております。

が、Ⅱに業務の質の向上に関する事項ということで、業務についてはⅡで規定していくということが書いてございます。1としまして、「公の政策目的に資する都市再生の推進」と記載がございまして、1ページめくっていただきますと、「住宅セーフティネットとしての役割への重点化」ということで、賃貸住宅についての記載がございまして、5ページに移りますと、「新規に事業着手しないこととされた業務」ということで、ニュータウン整備事業についての記載がございまして。

こうした形でⅡの項につきましては、都市再生、賃貸、ニュータウンと、機構が実施している主な業務が3点列挙されておりますので、今般の改正につきましてはそれらに比べれば、若干柱になるような業務ではないということで4に規定することとしております。

以上が、今般の改正につきまして、なぜこの場所に新たな追加事項を記載したかという理由でございまして。

資料1-4につきましては、今、申し上げたのと内容的にはほぼ同じでございまして、割愛させていただきますと、参考1について簡単にご説明させていただきたいと思っております。

参考1ですけれども、1ページに東日本大震災復興特別区域法、今回の都市再生機構法の特例についての概要説明の紙がございまして、「背景及び必要性」につきましては、先ほどの中期目標、中期計画の背景とほぼ同一でございまして、先ほど「特例の内容」といたしまして、改正前の都市再生機構法ですと、大都市、地域社会の中心となる都市の既成市街地外ということで、今般の東日本大震災で被害に遭ったような、若干郊外部で業務を行う場合につきましては、本来の業務遂行に支障のない範囲内で行うことしかできないというような状況でございました。

このため、今般の復興に十分な組織、人員をもって対応していくために、「特例の内容」の2つ目の丸のところですが、東日本大震災復興特別区域法に基づく復興整備計画に記載された復興整備事業に係る業務については、本来の業務として十分な人員・組織体制をもって対応できるというような法律の改正を行ったものでございまして。

2ページ飛びまして、参考1の3ページをご覧くださいと思います。こちらは福島復興再生特別措置法案における独立行政法人都市再生機構法の特例についての概要でございます。これは先ほどの東日本特区法が被災地域全般に対応する法律であったのに対して、こちらの法律では、特に福島の復興再生のニーズに対応するために法律上の手当てをしているというものでございまして。

「必要性」のところをご覧くださいと、福島県固有の状況があって、全居住者が市

町村の区域外に避難しているという中で、移転元で直ちに生活再建をするのは難しい。今は大熊町、双葉町とかが言われておりますけれども、そういったところの自治体、あるいは居住者の方に対する支援を考えていく必要があるということで、福島復興再生特別措置法案において、機構法の特例を設けてございます。

「特例措置の内容」でございますけれども、福島県の区域内において、福島県もしくは市町村からの委託に基づいて、避難者に対して住宅及び宅地の供給に係る業務を実施していく場合、いわゆる小規模な市街地を整備していくような場合について、本来業務として受託することができるような措置を行うというものでございます。

中期計画、中期目標の関係は大体以上でございますけれども、これらの法律を改正して、また今般の中期計画、中期目標の中でしっかりと都市再生機構における復興に係る業務の位置づけを明確にすることによって、後ほど都市再生機構からも説明がございしますが、本格的に復興に向けてしっかりとした体制・組織で事業を実施してまいりたいと考えております。

私のほうからは以上です。

【浦口企画専門官】 続いて、機構からお願いいたします。

【海堀都市再生機構経営企画室長】 それでは、経営企画室長の海堀でございますが、お手元の参考2に基づきまして、現在の東日本大震災におけます都市再生機構の取組について、ご説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

お手元の資料の参考2、1ページをお開きください。先ほど井上審議官からのごあいさつにもありましたが、都市再生機構がこれまで東日本大震災においてどのようなことに取り組んだかということについて、3月10日現在で取りまとめたものでございます。

一番最初、これは先ほどもご紹介いただきましたが、被災者の方へのUR賃貸住宅の提供ということで、一定期間無償で提供させていただきました。今は借り上げの民間賃貸住宅と同様、借り上げていただけるような手続を進めていただいているところでございます。

2つ目、応急仮設住宅建設用地の提供でございます。これは被災地の仙台、あるいはいわきなどにおきましては、事業地区の用地がございました。これらを応急仮設住宅の建設用地として提供させていただいております。

3番目、応急仮設住宅建設支援要員の派遣。これは関係市町村において応急仮設住宅を建設する際に、その業務を支援する者として、職員を現地のほうに派遣させていただいております。

4番目、被災宅地危険度判定士。これは仙台などにおきまして宅地が被災したということで、この宅地の被害状況について危険度を判定する資格を有する職員を地方公共団体に派遣させていただいております。

5番目、復興計画策定等の技術支援でございます。これらにつきましてはまた後で細かく出てまいります。岩手県、宮城県、福島県、各県知事から国土交通大臣に、またその国土交通大臣から我々のほうへ職員の派遣の要請がありまして、適宜各市町村、まちづくり担当の者、災害公営住宅を建設することができる担当の者、原則的に2名をペアで市町村に職員を派遣して、計画策定の支援を行っています。

6番目、復興まちづくり推進等支援。これらの計画に基づきまして、具体的に災害公営住宅、あるいは被災地のまちづくり、防災集団移転などの取組が現在起こりつつあります。これらを事業実施するという形で、各公共団体からの委託を受けて、あるいは要請を受けて事業を行い、公営住宅などについては後に公共団体に買い取っていただくというような形で進めさせていただいております。

なお、東日本震災復興本部、今は復興庁のほうに局員として出向している者も数名出てきております。

具体的に、次のページをお開きください。2ページでございます。UR賃貸住宅の提供ということで、入居決定をした住宅戸数は延べ約950戸ということで、既存の賃貸住宅について、被災された方に入居していただくようご提供したということです。なお書きのところ、先ほどお話がありました無償提供しているものについて、今、災害救助法の応急仮設住宅として借り上げを行っていただく協議を進めているところでございます。

団地の自治会の方々と連携いたしまして、地元被災地を離れて避難されてこられた方々については、少しでも早く地域になじみ、安心して生活していただけるように、自治会の方々と協力して交流会等も開催させていただいております。

3ページをお開きいただければと思います。応急仮設住宅建設用地の提供でございます。仙台市あすと長町地区、いわきニュータウン地区、盛岡南新都市地区におきまして、仙台、いわきについては今までの事業用地、仙台は0.74ヘクタール、いわきは6.87ヘクタール、これらを仮設住宅建設用地等に提供させていただいております。また、盛岡においては、これは区画整理事業などを行ったときの仮住まいとして確保していた住宅8戸を盛岡市に提供させていただいております。仙台市あすと長町地区におきましては、応急仮設住宅のほか、福祉仮設住宅などの建設も行われています。下のほうに写真が載せられていま

すので、ご覧いただければと思います。

4 ページをお開きください。応急仮設住宅建設支援要員などの派遣でございます。ピーク時で、現地に最大30名体制で職員を派遣しておりまして、それぞれ延べにしますと、これまで3県に181名の職員を派遣してきております。具体的な業務としては、仮設住宅を建設する候補地の調査、配置計画の策定、具体の設計、工事監理、検査などの業務を実施しています。また、仙台においては被災された宅地の危険度を判定する職員を、現地のほうに3名派遣させていただきました。

5 ページをお開きいただければと思います。ここからは復興計画、あるいはその後の事業でございます。まず岩手県、これが一番スタートが早かったわけでございますが、県知事からの要請を受けて、平成23年4月11日に国土交通大臣より要請を受けまして、岩手県内の被災市町村に対しまして、復興計画の策定等の治術支援を行う職員を派遣させていただいております。

沿岸の津波被害の多かった市町村、野田村、宮古市、山田町、大槌町、釜石市、大船渡市、陸前高田市というところに、原則としてまちづくりの方と住宅の方2名をペアで派遣して、当初14名、その後増員してっております。また、釜石市につきましては、10月1日から市役所のほうに出向で2名、職員を派遣しております。これらをサポートする体制として、現地には2人ずつしか行っておらないものですから、そこから出てくる課題などを集約して解決するといった役割で、岩手県の盛岡市に「岩手震災復興支援事務所」を設けまして、現在そこに20名の職員を配置して、具体の計画、各市町村から上がってきた課題をそちらのほうに持ち寄って、具体のアドバイス等を行っていくというようなことを現在進めているところでございます。

次ページをお開きください。宮城県についても同様の取組が進められております。宮城県においては県知事から要請を受けて、大臣から要請を受けたのが23年6月15日ということで、若干スタートがおくれております。現地に職員を派遣したのも基本的には7月に入ってからということでございまして、派遣の体制は同じように原則2名を派遣し、盛岡に置いたのと同様に、仙台市にその全体を支援する事務所を設けて20名を配置しております。仙台市では後で申します福島県の支援もあわせて行っているということで、名前を「宮城・福島震災復興支援事務所」という形で、11月1日からスタートさせていただいているということでございます。

次ページをお開きください。福島県における復興計画の策定支援でございます。福島県

におきましては、原子力発電所事故の影響が非常に大きくて、なかなか具体的なまちづくり、公営住宅の建設といったところのスタートに至っていない市町村がまだ多くございます。また、地元で独自に取り組まれている市町村もございます。そんな中で、同じように要請を受けての派遣を新地町に対して行っておりまして、新地町は一番宮城県境なので、支援事務所については仙台にある支援事務所に対応するというので、現在行っております。

8ページをお開きください。岩手県・宮城県・福島県におきまして、これらのまちづくり計画を踏まえた次の具体的なまちづくり事業が、現在どのような形で進められようとしているかということでございます。左のほうをご覧くださいと思います。各地元の市町村の方々と覚書を交換し、その後パートナーシップを協定し、具体的な事業協力協定や災害公営住宅の建設のための協定を結んで事業に着手していくという手順で、計画がまとまったところから随時具体的な事業に着手していくというような状況になってきております。ここに掲げている市町村が3月10日現在で協定や覚書などを締結し、具体的な事業に取り組む段階に着手したものであるというような状況でございます。

途中、宮城県の女川町、パートナーシップ協定と書かせていただいております。女川町につきましては合併をせず、女川町ということで今も単体で町を行っております。周辺は石巻市という形で町村合併が行われておりますが、女川町は1つの町で、半島部にも位置して海に近いことから、被災状況も非常に激しいということでございます。その女川町につきましては、復興のまちづくり推進をURとして包括的、総合的に協力していこうということで、個別の具体的な事業ではなく、町全体の復興についてアドバイスをし、協力していくというようなことで進めさせていただいております。

それ以外の市町村につきましては、各市町村が単独でできるような箇所については各市町村が単独で、URにその復興事業についてお願いしたいという部分については、その箇所についての具体的な協力協定を結んで事業を行うというような形で、現在、復興事業が進められております。

9ページ以降は、各市町村における具体的な現在の職員の派遣状況、協定の状況、自治体の復興計画等のポイント、そこにおけますURの具体的な今後の事業計画へのかかわりというのを掲げさせていただいております。例えば山田町については、そこに復興整備事業推進支援ということで、具体の事業箇所名、被災された複数の地区の中でこの箇所についてURにやってほしいというような具体名が挙がったりしてきております。10ページ

でも、例えば陸前高田市については、高田地区、今泉地区というような固有名詞も、計画が具体化してくる段において明らかになってきております。

宮城県におきましても同様に、そういった取組を現在進めようとしているところでございまして、具体の事業地区名はまだ明確には定まっておりますが、これからそういったことを定めていくような状況になっているという状況でございます。

14ページ以降は具体的な事業をどのように進めるかということで、資料をつくらせていただいております。災害公営住宅については原則買い取り型という形で、協定に基づいて我々が公営住宅をつくって、その後、でき上がった後で被災市町村に譲渡していただくということで、国からの補助金等を通じて、公共団体からその費用を我々に支払っていただくということをベースにしております。

次の防災集団移転事業でございます。これは沿岸部で津波に被災され、高台に移転するといった場合の事業でございます。これらにつきましては原則市町村から委託を受けて、その市町村は国からの補助を受けてこういった事業を実施していくということで、具体的に都市再生機構は、各市町村からこういった事業の委託を受けるという形で進めさせていただくこととなります。

最後でございますが、土地区画整理事業でございます。これも原則的に被災地を整備するに当たって、公共団体から委託を受けてこのような区画整理事業を行って、被災された方が集約して一部の部分を高い所、あるいは造成して土地を高くした所へ移転するという事業を受託して行うということでございます。

なお、こういった事業を行っていくということでございますが、現在、先ほど来少しお話がありましたけれども、冒頭からの累積で、今、機構職員は足元70名余を現地に派遣させていただいております。この4月からはその規模を170名体制にし、また年度内で事業が具体化すれば逐次増員して、こういった事業をお手伝いしていくということで現在考えております。こういった事業を進めていくためには、我々URの中で、どちらかというとまちづくりを主として一から行っているのはニュータウン関係の事業の方々も多うございますので、こういった方々の現地への派遣を鋭意進めているところでございます。

こうして、このニュータウン事業でございますが、現在中期目標で、機構では平成25年度までに工事完了して、引き続き全力で取り組むことになっております。これに向けて鋭意努力しておりますが、現在行っているニュータウン事業については相当てこ入れして行っていかなければいけないという状況もございます。これはマンパワーに限りがある中

で、どういう形で推進するかということで、できるだけすべての目標を達成すべく取り組んでいこうということですが、事業の内容においてなかなか難しい点などが出てくる部分については、事業の一部について地方公共団体等に既存のニュータウン事業引き継ぎ等を協議しなければならないものも出てくるかと思えます。これらについては鋭意事業を実施しながら、どうしても事業の合間で完了しないというようなことがないように、地方公共団体との引き継ぎ協議などについても並行して協議させていただきたいということですが、

以上で、震災復興等についてのご説明を終わらせていただきます。

【小林分科会長】 どうもありがとうございました。東日本大震災にかかわる内容について、都市再生機構の本来業務として中期目標及び中期計画に位置づけるという内容でございますし、それからこれまでどのような形で都市再生機構が今回の震災にかかわってこられたかというご説明もあわせていただきました。

ただいまのご説明について、何かご意見、ご質問があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

【児玉委員】 よろしいですか。ほんとうに東北の方々は、URの力でとても助かっているところが多いだろうと思えます。

ご説明の中で2点ほどですが、1つは参考2の4ページですか。ほかでもおっしゃっていましたが、最大30名体制というようなことをおっしゃられていますけれども、やはり被災している地域の広がりを見ると、実際、現地ではもっと人手を欲しがっているのではないかと思うのですが、この人数ですね。

それが1点と、私も福祉のサイドから東北での被災の状況と外部からの支援に対する東北の方々の気持ちというのか、そういうものはすごく聞いているんです。都市再生機構というのは都市型の事業をやってきて、技術的にはとても役立つものをたくさんもっていらっしゃると思うのですが、こういう地域1つ1つが深い文化とつながりが非常に濃い中で、何かどういふことを感じていらっしゃるというか、特に気をつけてやっていくというか、そのあたりですね。後半はちょっと感想ということだと思いますが、聞かせていただければと思います。

【小林分科会長】 いかがでしょうか。

【海堀都市再生機構経営企画室長】 前半については、災害の後、国土交通省が仮設住宅建設について全国的に技術者を集められて、その中で我々URが最大出したのが30名

ということでございますので、多分、全体規模については国土交通省で把握されて、遺漏なきように、当時総理からのご指示等を踏まえて対応されたものと我々は考えております。

後半のほうでございます。これは我々も都市再生機構になるに当たって、各法人がそれぞれ合併して、地域公団の方々も、都市基盤公団と一緒にっており、一定地方でのまちづくりを行った経験もございます。ただ、地域公団も地方の県庁所在地とか大きな都市が中心でございます。今回、現在のところ各市町村に2名ずつ派遣させていただいておりますが、やはり相当各地域の特質があつて、特に漁業中心に生活されている方が被災されているところが多いということでございます。これらについては、我々従前からのまちづくりの思想のみならず、具体的には水産庁なんかと連携しながら、漁業の方々をどう再生するかというようなことを意見交換しながら、今、現地では計画の策定などを行っているというのが現状であります。

私も釜石の花露辺という地区を具体的に拝見させていただいて、市街地よりも逆にそういう小さなコミュニティーのほうで復興に対して意思決定が比較的早く、現地では既に船で漁がされたり、住宅が被災されているのですが、それよりも浜側でもう作業小屋が新設されて具体的な活動がされているというようなことが現地で行われているので、そういったことを我々も十分認識しながら、現地の復興に取り組んでいければと思っております。

【小林分科会長】 よろしいですか。

【児玉委員】 そうすると、国土交通省が被災地に送っていらっしゃる、想定していらっしゃる人数があつて、その中のある部分をURが担当しているというふうに理解したらよろしいんですか。

【浦口企画専門官】 先生がおっしゃっていたのは仮設住宅の支援だけではなくて、今現在の事業化の支援とかいったところも含んでのお話かもしれませんが、全体としては大きな都道府県、東京都とか兵庫県とか、そういった自治体からも支援に行つていただいています。特に兵庫県は阪神淡路のときの恩返しではないんですけども、そんな形で多くの方を送っておられますし、あと国土交通省の職員自身も、これは主に都市局のほうでまちづくりの部隊の人間がというふうになってはいますが、直接市町村のほうで週に何日というような形で張りついて支援しておりますので、その全体の一端をURで担っているという形になっております。URに対して必要な人数というのは、国交省のほうに被災地の市町村と県から何人欲しいということをいただきまして、それを国からURに指示しまして被災地に派遣しているというふうになっております。

【小林分科会長】 具体的な事業は、おそらくこれからかなり展開するはずなんですよ。現体制でかかわっている人数がいて、来年度、再来年度、今後さらに事業展開すると必要になる要員が出てくると思いますので、それはそのときに合わせて適切に対応すると理解してよろしいですか。

【井上官房審議官】 今行っている人間のほとんどは市役所、町役場に、アドバイザーという格好で、URの身分で行っているわけですが、先生がおっしゃったように、一部もう協定は始まっていますし、これから設計なんかも始まる場所があるわけですが、受託事業になったり、あるいはURが公営住宅としてみずから建てて、最終的には譲渡するという取組をやる時は、これはもうURの立場でそれらの事業を担いますので、それに必要な人員は最優先で現地に張りつけるということになっています。ある程度数字のめども持っていると思いますけれども、そこは間違いないようにしたいと思います。

【小林分科会長】 逆に言うと、そのために本来業務の目標・計画に入れたということでございますよね。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

【寫委員】 1年たったわけですが、今後新しい防災住宅とか防災の町をつくっていくとなると高台へ移転するだとか、いや、高台には行きたくないだとか、いろいろな意見があり、意見集約ができないと遅れてしまうと思える。全体として、復旧・復興は今の程度進んでいるのか。何となくおけているなという印象があると思うんです。つまり1年たって、よくジャーナリズムの言葉で言うと、復興の槌音が聞こえたとか、復興のために校舎の棟上式が行われたとか、そのようなことが見えてくると、いかにも復興は進んでいるなと実感できる。そして、同時にそのことがある種復興景気というか、期間はある程度ありますけれども、予算も20兆円以上と相当ついているわけですよ。槌音が聞こえてくればそういう復興景気が出てきたなという実感を受けるだろうと思うんです。

一方で、政府は社会保障と税の一体改革をやっている、そこで大きな問題になっているのは、こんなときに増税するなんて景気が悪くなるだろうという批判もあるわけです。そういう中で、例えば復興が進み、ある程度復興景気みたいなものが出てきたなと国民が実感すると、この世論もまた変わっていくだろうという感じがするわけです。要するに、今見ていると、復旧・復興の基本協定のようなものは結んだけれども、どのように具体的に計画が進み、一体どこから、俗な言葉で言えば槌音が聞こえてくる状況になるのかということですよ。

もう一つ聞くのは、仙台は町も非常に活気づいていると盛んに言われるわけです。三陸地域との落差というのがすごく、仙台はなぜそうなのか、ほかの地区にはそういう声あまり聞こえてこないのはどういうことなのでしょう。その辺はいかがでしょうか。

【井上官房審議官】 今のご質問に真正面から答えるには荷が重いんですけども、おこなっているということを数字で、今ちょっと手元にないのですが、例えば住宅金融支援機構の復興融資は、5年間ですけれども早々と金利ゼロというのを打ち出してご用意しましたが、阪神と比べるのが一番早いんだと思いますけれども、明らかにおこなっています。おこなっている最大の理由は、阪神の場合は流されたということではなくて倒れたわけです。ほとんどが倒れたり、あるいは焼けたわけですし、高速道路が倒れたりもしましたけれども、その都市機能の骨格というのは基本的には残って、かつ基本的には現地で再建される方も多かったということでございますが、今回は特に住宅に関しては、どこに住むべきかの議論をひょっとするとまだやっているという状況。これが行政の対応が悪いかどうかというのは、私どもは今ここで答えはようしませんけれども、事実としてはその部分にまだいるということは、その次のトンカチに進めていないということなんだと思います。

URとの協定の動きを見ますと、そうはいいまして大きな方向づけが決まってきたところが出てきて、それがまちづくりの事業、あるいは移転事業も含めて、次の具体的な事業の計画ということになりつつあるのかなと思っています。これが遅いかどうかというのはちょっと……。歩みとして阪神とは明らかに違うということはそのとおりでございしますが、遅いかどうかというのをここで申し上げるだけの材料を私どもは持っていませんが、現状はそういうことではないかなと。少なくとも動き出してはいると思っています。

【寫委員】 多分、それは行政の責任という問題もあるかもしれないけれども、それ以上に住民の合意がなかなか得られないということが非常に大きいんだろうと思うんです。けれども、これは放っておくといつまでたってもなかなか合意ができないわけですよね。それをどうやって進めるのかということも、URはある種都市づくりをするときのノウハウなんかもあるんだろうという気がするんです。よく抽象的に高台移転だとか、いろいろなことが聞こえてきますけれども、おそらく行く人と行かない人だとか、そのときの土地の処分をどうするかとか、おそらくそれですと延々とやっている、なかなか復興というふうにはなっていないんじゃないかなという気が私なんかが見ているとするわけです。今後どういう、ある期間を区切って物事を進めていくとか、そういうことをお考えになっているのか、もうちょっと促進する方法みたいなものにはどういうことがあるのか、その

辺はいかがでしょうか。

【井上官房審議官】 一方で現地の意思を尊重するというテーゼがあって、片一方でだれかが早く決めなければいけないという、場合によっては矛盾する方向性を現実的にこなしながら現場は動いているという状況だと思います。何か一律にたがをはめていつまでということは、まだちょっとそういう状況にはなっていないと思いますけれども、今のご指摘で言えば、URはテクニカルな意味でのノウハウは持っていると思いますが、今回はURが先導してまちづくりを決めるというわけにはいかないんだと思います。公営住宅の場所にしても、高台移転をやるかどうかについても、基本的には地元の意思の結果を待つということだと思いますけれども、その過程において技術的に援助すべきことはどんどんすべきだと思いますし、私どももそれはきちっと支援してまいりたいと思っています。

【小林分科会長】 よろしいでしょうか。

【寫委員】 もう1点今ので……。仙台については非常にいろいろなうわさというか、情報がいっぱい入ってきて、仙台にはすごく金が落ちているんだとよく聞きますよね。これはどのように分析されているんですか。

【井上官房審議官】 ちょっとお答えするだけの材料を持っていませんが、よく言われるのが肉体労働をされる建設事業に携わっているような方も、仙台へ行ってほっとするというようなことが多いとは聞いていますので、そういう意味では都市機能の集積と現地における仙台のロケーションがそういうことを生んでいるのかなと思っていますけれども、きちっとお答えする材料は持ちあわせておりません。

【寫委員】 仙台が特別早く、そういう再生への計画だとか振興が進んでいるということではないんですか。

【井上官房審議官】 ご案内のように仙台は海辺のほうだけが大きく被災を受けたわけでした、中には倒壊もあったと思いますが、都市機能全体から言えば、言葉は悪いけれども一部の部分だけだと、しかも住宅地とか農地とか、そういうところだというふうなことがあるんだと思うんです。そういう意味では生産基盤とか、その他地域の面積で大多数のところはそれほどダメージを受けず、すぐに復興したということが根っこにはあるのではないかと思っています。

【小林分科会長】 よろしいでしょうか。ほかにどうでしょうか。

これは質問ではないんですけれども、我々評価委員会では、URの人員規模についてぎりぎり議論をしてきて、できる限り縮小すると、これまで相当な数を縮小してきたわけで

す。一方で、現段階ではそのうちの数パーセントの方が行っていらっしゃるだけでも、これからどれだけ必要になるか、おそらくまだ目鼻が立っていない中で、機構として人員を縮減してきたこととこれからのニーズとの対応が、場合によってはなかなか課題、問題として出てくる可能性もあるような気がしております。その辺は国交省も機構も、どのような形でこういう難局を切り抜けていったらいいのかということ、ぜひあらかじめお考えおいていただければと思います。そのことだけ申し上げておきたいと思います。

ほかによろしければ……。今回議題（１）でご承認いただきたいことは、中期目標及び中期計画の一部変更でございます。これについて特にご意見はなかったと思いますので、ご了解いただいたということでもよろしゅうございますでしょうか。

（「はい」の声あり）

【小林分科会長】 ありがとうございます。

それでは、議題（１）の中期目標及び中期計画の一部変更については、特段の意見なしとさせていただきますと思います。

次でございます。議事（２）、業務方法書の一部変更についてでございます。ご説明をお願いいたします。

【尾崎都市再生機構総務人事部長】 都市機構の総務人事部長の尾崎でございます。よろしくお願いたします。

それでは、業務方法書の変更についてご説明をいたします。資料２－１でございます。今回の変更は都市再生特別措置法の一部改正に伴う変更でございます。

２枚めくっていただきますと参考がございます。一番上に出ておりますけれども、都市再生特別措置法の第６２条におきまして、都市再生整備計画制度のスムーズな立ち上げを目的としまして、平成１６年度からの時限的な措置といたしまして、機構が市町村の委託に基づいて、都市再生整備計画の作成に関する支援業務を行うことができるということにされました。なお、その際、この資料の真ん中からやや下のところでございますけれども、都市再生機構法の附則の第１２条第１項第７号が加えられまして、機構の本来業務のほかに都市再生整備計画の作成に関する支援業務を行うことが機構法にも明記されました。その下、業務方法書の附則第５条に、機構が都市再生特別措置法第６２条の業務、すなわち都市再生整備計画の作成に関する支援業務を行う場合につきましては、業務方法書第２９条、第３０条の規定を準用しまして、具体的にはコーディネート業務の受託の場合と同様に、委託者である市町村と所定の事項を定めた委託契約だとか、委託協定を締結する。そ

れから、必要な費用は、委託者である市町村に負担をしていただくということを定めるところでございます。

今般、都市再生特別措置法の一部改正法が平成23年の10月に施行されまして、この都市再生特別措置法第62条の条項、機構法の附則第12条第7号の条項等が削除されました。それにあわせて、業務方法書の附則第5条も削除するというものでございます。

以上でございます。

【小林分科会長】 ありがとうございます。

業務方法書の変更ということでございます。都市再生特別措置法に絡む変更でございます。これについてご質問、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

特にご意見、ご質問はございませんか。よろしゅうございますか。

それでは、これについても、分科会として特段の意見なしということで扱わせていただきたいと思っております。

どうもありがとうございます。

それでは、次の議事(3)でございます。長期借入金及び都市再生債券発行の計画並びに長期借入金及び都市再生債券の償還計画について、これも機構よりご説明をお願いいたします。

【根本都市再生機構経理資金部長】 都市再生機構経理資金部長の根本でございます。よろしく申し上げます。

平成24年度における長期借入金及び都市再生債券の発行計画、並びにこれらの償還計画についてご説明させていただきます。

資料3-1をご覧ください。こちらは長期借入金及び都市再生債券の発行(案)についてでございます。都市再生機構におきましては、長期借入金として財政融資資金、都市開発資金、民間資金の3つに区分されてございます。

一番上の財政融資資金は基本的に長期借入金であり、4,777億円を予定しております。借入条件ですけれども、対象事業により償還期限が30年、15年、10年が基本となっておりますが、今般、東日本大震災の復興事業としまして、当機構も災害公営住宅の建設のお手伝いをする事とされ、このための財源として下段に表示しておりますけれども、償還期限が5年のものの財政融資資金が新たに認められております。

その下の都市開発資金ですけれども、こちらは土地区画整理事業等に対する国からの無利子貸付金でございます。3億円を予定しております。償還期間は20年となっております、

これまでと同様でございます。

次に民間資金につきましては、7,598億円を予定しております。借入条件等につきましては、全体的な償還バランスや市場環境を踏まえて決めることとなります。借入金全体、下の計の欄でございますけれども、1兆2,378億円を予定しております。昨年の金額が括弧書きで書いてありますけれども、7,736億円と比べますと、4,642億円の増となっております。これにつきましてはこの後ご説明しますけれども、政府保証債の発行がなくなったということにつきまして、今、財政融資資金のほうで増額をしたということ。それから経過勘定、ニュータウン関係でございますけれども、24年度におきましては政府保証債の償還が8,200億円ございまして、この償還財源の一部を民間借入金で賄うこととしているため、前年度に比べまして、長期借入金のほうが大きく増加することとなったものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思っております。こちらは都市再生債券の発行でございます。種別としましては「政府保証あり」と「政府保証なし」の2つがございますけれども、政府保証がある債券、いわゆる政府保証債の発行は予定しておりません。政府保証のない債券につきましては、昨年と同様の2,400億円を予定しております。この都市再生債券の発行につきましては、ここ数年、四半期ごとの3年債、5年債、10年債といった債券を発行しております。24年度におきましても、市場環境により確定的なことは申し上げられませんが、同様の発行を予定しております。都市再生債券につきましては、政府保証債の発行がないため、昨年より1,000億円減額の2,400億円となっております。

それから、注1をご覧いただきたいんですけれども、市場環境を踏まえまして調達を行うため、民間資金の借入額、都市再生債券の発行につきまして相互に振り替えて調達及び発行できることについて、あらかじめご了承を願いたいと思っております。

次に資料3-2をご覧ください。償還計画でございます。1の償還計画額でございますけれども、長期借入金、都市再生債券、それから現在は発行しておりませんが都市再生機構宅地債券、この3つがございます。この表は昨年度末から24年度の発行、償還、年度末を並べたものでございます。24年度の借入及び発行予定額につきましては、先ほど説明した金額が入っております。24年度の償還予定額は赤字の枠で囲ってございすけれども、一番下の欄になりますが、合計で1兆5,371億円を予定しております。

都市再生債券の政府保証債の欄をご覧いただきたいんですけれども、8,200億円の償還となっております。先ほどもちょっと申し上げましたけれども、これは経過勘定、いわ

ゆるニュータウン事業における政府保証債が24年度で償還期限を迎える関係で、この金額が非常に大きくなっているということでございます。

2ページをご覧いただきたいと思います。こちらは償還条件を一覧にしたものでございます。これまでの長期借入金、都市再生債券の償還方法、償還期限はご覧のような内容となっております。

私からの説明は以上でございます。

【小林分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまのご説明に関連して、もしご質問、ご意見があればいただきたいと思えます。いかがでしょうか。

【寫委員】 数字的な意味がもうひとつよくわからないんですけれども、要するに政府へ返すものが非常に大きくなったということですよ。返却分が大きくなったから不足した分を民間から少し借りますと、多分、政府に借りているお金よりも民間の資金のほうが金利も高いわけですよ。そういうふうにとらえていいんですか。

【根本都市再生機構経理資金部長】 24年度に大きな償還期限が来るというのが、ニュータウン事業につきましてはこれまで財政融資資金の対象となっておりましたけれども、これが平成17年に繰り上げ償還をしたという経緯がございます。そのつなぎ資金としまして、いきなり民間借入金に移行するのはちょっと難しいということで、経過措置として平成24年度まで政府保証債の発行が認められたということでございます。その関係で、その期間につきましては政府保証債を発行しまして、なだらかに今の政府保証債以外の民間借入金への移行をこれまでやってきたということでございます。

【寫委員】 金利差はどれぐらいあるんですか。

【根本都市再生機構経理資金部長】 借入金の長短にもよりますけれども、最近では市場金利が非常に低いということでございますので、細かい数字は手元にないのですが……ちょっとお待ちください。平成23年度の実績の金利で申し上げますけれども、30年の元利金等償還の場合は大体1%から1.1%ぐらいでございます。それから、財投機関債の発行でございますけれども、10年満期一括償還の場合で、その調達債券の発行時期にもよりますが、昨年6月発行ですと1.2%、昨年11月ですと1.05%といった金利になっております。

【寫委員】 差はどれ位ですか。

【根本都市再生機構経理資金部長】 差は0.1%前後ぐらいになります。

【**寫委員**】 民間と政府との借入金利の差ですね。

【**根本都市再生機構経理資金部長**】 調達の間隔が違いますので、ちょっと単純比較はできないです。

【**寫委員**】 平均として0.1%ぐらい高いと。

【**海堀都市再生機構経営企画室長**】 ニュータウン事業の経営改善の全体像からご説明させていただいたほうがご理解が得られるかと思ひまして、ちょっと補足的に説明をさせていただきます。

ニュータウン事業については、平成16年度、独法移行時に資産を全部再評価していただいて、そのときに時価評価させていただきました。その時は、財政融資資金、これは当時、古い高い金利で、平均コスト6.4%ぐらいで借りておりました、当時の我々の経営の中で、昔借りた財投の金利を払うというのが非常に大きなウエートがかかっていたということでございます。ニュータウン事業全体を今後どうしていくのかということで抜本的な見直しをしまして、機構発足時に基本的には事業を中止、縮小していこうと決めて、平成25年度に事業完了する。30年度前に売り切ろうということで全体の規模を縮小するとともに、今まで借りていたニュータウンについて、これは事業を収束させるということで、財融資金を繰り上げ償還させていただくことにしました。今まで平均コスト6.4%ぐらいあったものを繰り上げ償還させていただいて、当時の金利で新たに調達するというので、金利の支払いを縮小させ、全体の財務改善を行ったということでございます。

こういったことをするに当たって、いきなり繰り上げ償還をして、政府の関与なく民間から調達するというのは非常にハードルが高いということで、当時の繰り上げ償還をするときに、時限的に政府保証債を入れましょうということで、平成17年の繰り上げ償還のときに平成24年度末まで、政府保証債の活用をしていいということで、その資金を使っていたということでございます。24年度にその期限を迎えることから、政府保証債を償還して民間の調達に変えるということでございます。これは段階を踏んで、周辺の金融機関の方々のご理解をいただきながら、そういう資金調達に変更していくということでございます。

これは機構発足時、昔借りたお金も今あるお金も全部足して、平成16年の機構設立時は、当時平均の残高3.35%ございました。これを古い金利の高いものを、ニュータウンの関係は返させていただいて、足元、平成22年度末で経過勘定のニュータウン勘定のほうは平均金利0.80%まで落ちてきています。それから、都市再生、賃貸住宅の部分でござ

ざいますが、これも順次借りかわって、高い金利のものが新しく安い金利に変わっています。ただ、賃貸住宅などは長い期間でお金を借りて、土地を保有して長く運用するという事で、金利が高くなっておりまして、22年度の都市再生勘定、賃貸と都市再生の両方の平均金利が1.86%でございます。

ですから、ニュータウン事業がこういった民借りをやめていく、短期で吸収していくということで全体の経営改善をして、今、処分をして、なるべく早く終わらせようというようなことに取り組んでいるという状況です。

【小林分科会長】 よろしいですか。

【寫委員】 はい。

【小林分科会長】 ほかにいかがでしょうか。

重ねて若干お話をお聞きいたしますと、政府保証ありの債券発行が23年度で切れるという、そういう時限を設定したそもそもの理由は何かあったのでしょうか。例えばニュータウン業務についてはかなり土地売却が進んで、この時点ではこの辺の再生債券が必要でなくなるとか、そういうもくろみがあってこの期限設定がされたのでしょうか。いかがでしょうか。

【海堀都市再生機構経営企画室長】 これにつきましても、今、資産ベースで手元に資料がなく面積ベースで恐縮ですが、機構発足時、ニュータウンが保有している面積5,900ヘクタールありました。それが第1期中期計画が終わったところで3,300ヘクタール、平成22年度末で2,800ヘクタール、これはリーマンショック以降ちょっと処分のペースが落ちてきているので、足元がちょっとゆっくりになりかけておりますが、そういう形で鋭意資産をぐっと圧縮していくということで、借り入れ全体の量も減らしていくということを進めております。そういった中で、全体の借り入れを減らす中で、政府の借り入れもだんだんに減らしていこうということで対応しており、政府保証については一応期限を24年度で設定していただいて、そのくらいだったら回るのではないかとということです。

あと、資料3-2で補足的に説明させていただきますと、政府保証債を償還する分、民間借り入れが増えますけれども、23年度末の数字から24年度末の数字、機構全体の債務は減らすという方向は変わっておりませんので、機構全体の借金を減らしながら経営をスリム化していくという大きな流れは変わっていないということです。そのお金の出し手が政府保証のところなのか、民間なのかということはありませんけれども、全体の総量は減

らしていくということで、今、取り組んでいるところでございます。

【松本民間事業支援調整室長】 ニュータウン勘定の政府保証の期限につきまして若干補足いたしますと、先ほど来機構からも説明がございましたように、17年に法律改正をいたしまして、今までは1本の勘定だったんですけれども、ニュータウンを早期に閉じていく、それを加速させていくということで、財政投融资の繰り上げ償還をさせていただくという際に勘定を分けて、経営改善計画をつくってといろいろなことをさせていただいて、償還させていただいた。その際に法律の中で、24年度末、25年3月31日までの間に限って、この勘定につきまして、先ほど来述べている急激に民間借入1本に行くのではなくて、政府保証をつけていくという規定を法律上つけさせていただいて、期限とさせていただいているということで、ちょうどその期限が来年度到達するというような状況でございます。それを25年度までに事業を完了させていくというような考えも含めて、進めさせていただいているという状況でございます。

【小林分科会長】 その経緯はよくわかったんですけれども、おそらく24年度に政府保証をなくすということは、それまでニュータウン関係の勘定を相当縮減してというあらかじめのめくろみがあったのではないかと思います。そのめくろみは必ずしも十分達成されていないのではないかとこの疑念がちょっとあるものですからね。

昨年もニュータウンの土地の処分については、やはり若干課題があるという評価をしたものですから、その関連をちょっとお聞きしているということです。

【海堀都市再生機構経営企画室長】 ニュータウン事業でございますが、平成16年度からの処分計画、足元22年度までの状況でございます。これは計画を先に申しますが、16年度270、17年度500、18年度500、19年度500、20年度500、21年度400、22年度400というヘクターで減らしていくというのが計画でございます。実績ベースで申しますと、16年度は412、これは270に比べてプラス、17年度は820、これも320のプラス、18年度は542、これも500に比べて42のプラス、19年度も555ということで、500に比べて55のプラスになりました。ところがリーマンショック以降、日本の景気は非常に悪くなったということで、20年度は265、21年度は228、22年度が288ということで、目標が未達というような状況が続いております。

ただ、我々も景気回復動向で、21年、22年と関係部局は努力しております、今年度何とか300に乗せたいということで、3月末、関係の方々と交渉しているということ

でございます。ただ、投げ売って赤字が出てしまうと機構全体に大きな経営上の損失が出るものですから、受認できる範囲内で、できる限り早くという形で、今、鋭意取り組んでいるというのが足元の状況です。

金融の関係で申しますと、機構全体で資金調達を行っているということから、政府全体では10兆円を超える財政投融资をいただき、また、機関債などもある上で、それに加えて民間からの借り入れを行うということもございます、これらの一般担保条項というのがありまして、機関債については、政府などの借り入れよりも優先して我々は返済しなければいけないことになっておりますので、そういったことも踏まえて民間からの調達も円滑にできるものと考え、取り組んでいるところでございます。

【小林分科会長】 わかりました。全体像がある程度わかりました。

ほかにかがででしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、これについても特にこの点が問題だというご意見はいただいておりませんので、分科会としては特段の意見なしということにさせていただきたいと思えます。

ありがとうございました。

続きまして、議事（4）でございます。独立行政法人都市再生機構の組織の見直しに係る取組についてでございます。事務局からご説明をお願いいたします。

【浦口企画専門官】 ご説明させていただきます。お手元、右肩に参考資料1と入りましたA4判、横使いにしております資料をご覧くださいと思います。

タイトルとして、「独立行政法人都市再生機構の見直しに関する取組」としております。今までご報告の事項も含めまして、この冒頭の1枚はおさらいの部分も含めたご説明になるかと思えますけれども、独立行政法人の見直しに関する政府全体の動きを含めたここ最近の動きを整理させていただいております。左側の黄色い箱が国土交通省及び機構の取組、右側の青い箱が政府全体の独法見直しの取組の流れを整理させていただいたものでございます。

まず、右上の青い箱でございますけれども、平成21年民主党政権にかわった年の年末でございますけれども、独法について聖域なく見直していくということで、大まかな方針が出されました。それを踏まえまして、翌年からいろいろなところで話題になりましたが、事業仕分けというものが行われまして、都市再生機構につきましては22年4月に、それぞれの主要な事業につきまして仕分けが行われたという経緯がございます。3つ目の箱ですけれども、それを踏まえましてその年の12月7日、閣議決定として事務・事業の見直

しの基本方針というものがされたという流れでございます。このあたりにつきましては、昨年までの分科会でもご報告させていただいているかと思えます。

一方で、それと並行しますけれども、左側の黄色い箱でございます。左上の22年2月から、当時の前原国土交通大臣の指示に基づきまして、国土交通省に都市再生機構のあり方に関する検討会という外部有識者の方の委員会を設けて、機構の事務・事業、あるいは組織の見直しについてご審議をいただいたということでございます。10月、その結果を踏まえまして、大臣がかわりまして馬淵大臣になっておりましたけれども、事務局に対する指示といたしまして、まず新しいタイプの公的法人に移行して効率化を図りつつ、次のステップで特殊会社化も検討するというような指示があったところでございます。そのあたりにつきましては、昨年来ご報告をさせていただいております。

その後、右側の下から2番目の青い箱でございますけれども、行政刷新会議のもとに独立行政法人分科会というものが昨年9月に置かれまして、ここから独立行政法人制度全体そのものを見直していくんだという検討が始まっております。その中で各法人の組織についてもどう見直していくかということが議論されまして、ワーキンググループなどをつくって、各法人についてヒアリングが行われてきたということでございます。その結果、一番下のブルーの箱でございますけれども、今年1月20日になりまして、独立行政法人の制度そのものと組織の見直しについての基本方針が閣議決定されたという流れになってございます。

これが全体の流れでございますので、それぞれの流れについて後ほどご説明させていただきます。

1枚めくっていただきますと、国土交通省のあり方検討会の議論を踏まえました改革の工程表でございます。昨年7月のこの分科会で、内容につきましてはご報告をさせていただいておりますけれども、組織の運営については組織内カンパニー制を試行していく、理事会を置いてそこで権限と執行責任を明確化していくというような形をとっております。賃貸住宅事業につきましては、高額家賃物件の譲渡とか、地方公共団体への譲渡の協議とか、そういったことを進めるということをやっております。

青いところ、都市再生事業については実施基準を見直しまして、URとして、より公的関与が必要な事業に絞って実施していくということをやっているところでございます。一番下の関係法人ですけれども、随意契約の廃止といったような競争性のある契約方式に見直ししていく。それから、関係法人の利益剰余金につきましては返納に向けた株主との協議、

機構以外の株主との協議を進めていくということになっているところでございます。

その次の3ページに、今、口頭で申し上げましたけれども、それぞれの項目についてどのような取組を進めているかということを書かせていただいております。おおむね今ざつと口頭で申し上げたとおりでございますけれども、詳細につきましてはご覧いただければと思います。

そういった流れがありつつも、その後政府全体として独立行政法人制度そのものの見直しという動きが出てまいりましたので、それにつきまして次の4ページ、今度は縦使いになりましてちょっと恐縮ですが、これは政府全体におきまして内閣官房のほうで作成した資料でございまして、独法制度をどう見直していくかという1月20日の閣議決定の概要でございます。

Iにございますが、まず見直しの背景といいますか、基本的な考え方でございますけれども、2つ目の黒丸のところがございますように、現在の独法制度はさまざまな分野で、さまざまな対応の業務を行っている法人すべてを1つの制度にはめ込んでいるということで、それぞれの政策実施機能の発揮が不十分ではないかという問題意識が1点ございます。それから、国の厳しい財政状況とか、震災からの復興へ取組をしていかなければいけない、相当な財源も必要だという中で独法制度を、今、申し上げたような問題に対応した新たな制度に再構築していくという問題意識でございます。

下の丸でございまして、そのもとに組織をゼロベースで見直して、廃止や民営化等も一部の法人については実施していく。②にございますが、それぞれの事務事業にさまざまな特性がありますので、それに着目して類型化して、それぞれに最適なガバナンスを構築するような制度にしていくということなどが問題認識としてあったところでございます。

それに基づきまして、IIの独立行政法人の制度の見直しでございますけれども、それぞれの特性に着目して類型化し、ガバナンスを構築していくということで、大きくは現在独法という1つの枠に入っている組織を2つに見直しまして、1つは中ほどにございます①成果目標達成法人というものでございます。もう一つは、ページをめくったところの頭にございます②行政執行法人という、大きく2つのタイプに分けまして、①の成果目標達成法人のほうには、その中にこれまたたくさんの事務・事業を行っている法人がございまして、その下の破線のところがございますような研究開発型、金融業務型、文化振興型、さらには一番下の米印のところですが、大学連携型、国際業務型、人材育成型、行

政事業型というようなさまざまな法人がございますので、この類型にそれぞれ適したガバナンスを構築していくというような考え方が示されてございます。

詳細な制度設計はまだこれからでございますけれども、閣議決定としてはこういった方向性が決定されたということでございます。

めくっていただきまして、②の行政執行法人のほうですけれども、これはたとえば、造幣局とか印刷局とかいったようなところでございますが、国の判断と責任のもとで、確実・正確に執行していくことに重点があるような法人が、こちらのほうに分類されているということでございます。

2ポツのところですが、そういったさまざまな類型があるとはいえ、共通するルールの整備も必要だということで、①から④まで並んでおりますが、法人の内外から業務の運営を適正化する仕組み。例えば主務大臣の是正命令とか、監事の権限を強化するとかいったようなことが決定されたということでございます。

それから、②の財政規律の抜本的な強化でございますけれども、予算と実績の乖離の把握とか、不適切な支出を防止する仕組みとか、自己収入に関する目標とか、URの場合は関係ございませんが、特に国から運営費交付金をもらっているようなところにつきましては、そういった面も強化していくということが打ち出されております。

それから、評価委員会にも関連するかもしれませんが、③の一貫性・実効性のある目標・評価の仕組みの構築ということで、主務大臣が中期目標設定から評価までを一貫して実施していく。それを府省横断的な評価ルールでもって評価していくような仕組みとしていくということでございますけれども、方向性としてはこうされておりますが、詳細はまだこれから設計されていくというところでございます。

さらに④のところ、主務大臣が評価するだけでなく、1つ目の黒丸で、制度所管府省に設置する第三者機関により主務大臣の評価等を点検するような仕組みを考えているということでございます。それに合わせまして、情報公開の内容も拡充していくということです。

そのようなことを実施しつつ、Ⅲでございますけれども、独法の組織の見直しとしましては、現行102ある独立行政法人をあわせて組織再編しまして、65法人に縮減していく。その大部分は、下に3つポツがございますけれども、3つ目の統合という形で減らしていくという形になってございます。全体としましては、平成26年4月から新たな制度に移行しようというようなことで閣議決定がされているところでございます。これが全体

の方向性でございます。

今、申し上げた独法の分類を大まかに図で示しますと、その次の6ページ、A3見開きの形になってございます。今はこの紙に載っている範囲の全部を独立行政法人という制度の中でやっておりますけれども、引き続き公的法人としてやっていく部分は真ん中の青っぽいところ、先ほど申しました成果目標達成法人と行政執行法人のほうでやっていく。それ以外の右側ですと、逆に国に移管するようなものもあれば、廃止していくもの、民営化していくものもあるという整理がされているところでございます。

具体的な個々の現在の独法制度を図に落とし込んだ形で、次の7ページに各法人の名称が入ったものがございまして、ご覧いただければと思います。赤字で書いてございまして、組織等を大幅に見直す法人でございまして、それぞれ研究開発型、何々型ということで、ここに書いてございましては現在ある法人の名称でございましてけれども、こういう整理がされているということでございます。この分科会に直接関連します都市再生機構でございましてけれども、これにつきましては左下の破線のところ、「本年度中に方向性等、24年夏までを目途に法人のあり方等について結論」という、4つの法人の中の1つに位置づけられております。ざっくり申し上げますと、どのような法人組織にしていくかということが結論としては先送りされたと申しますか、もう少し慎重に時間をかけて検討すべしというふうに整理がされたものでございます。

これに基づきまして、現在検討が進められているんですけれども、その次の8ページに、都市再生機構の閣議決定の文章だけ抜き出しております。全体をおつけしますと何十ページにもなるものですから、都市再生機構のところを抜粋して触れさせていただいております。その具体的な書き方としましては、1つ目の丸にございましてけれども、高齢化・人口減少社会への対応などにURの役割が変化してきている。そういった役割を果たすために、持続可能なまちづくりを今後も効率的に実施していけるよう、分割・再編、スリム化を検討するということにされております。その検討に当たりましては、外部の有識者から成る検討の場を内閣府に置くという整理がされております。

その検討の前提に当たりまして、住宅と都市部門の連携とか、両部門の収益を法人の大きな多額の負債全体の返済に充てられる仕組みにするというような条件づけをしておりますけれども、そういったことを加味した上で、方向性について年度内に結論を得る。さらに、居住者の方々の居住の安定の維持とか、国民負担が増加しないようにというようなことに留意しつつ、会社化の可能な部分があれば政府全額出資の特殊会社化を検討し、全体

として今年の夏までに結論を得るということで位置づけられています。また、その際には、当然ながら復興の推進には留意しつつ検討するというようなことで、決定がされているところでございます。

この内閣府に置く検討の場ということにつきまして、次ページ以降さらに資料をおつけしております。9ページでございますけれども、直接は国土交通省の手から離れておりまして、内閣府のほうに調査会が置かれております。資料1は、よくある設置要領でございますので説明は省かせていただきますけれども、行政刷新会議にぶら下がる形で調査会が内閣府に置かれているということございまして、具体的な有識者の方の名簿がその次の10ページでございますDOWAホールディングスの吉川さんという方が会長になられまして、この8名の委員の方に現在議論していただいているところでございます。国土交通省のかかわりとしましては、一番下に書いてございますが、オブザーバーという形でこの調査会に出席しているということでございます。ちなみに上から2番目の安念先生、下からお二人、土居先生、森田先生は国土交通省に置かれましたあり方検討会の委員と共通する先生でございます。

その調査会での議論ですけれども、最後の11ページでございます。これまで、実は今日の午前中も第5回があったところでございますけれども、5回の議論がされてきております。2月から始まっておりますが、第1回目ではそれぞれの事業なり、組織の概要ということをご説明いたしましたけれども、2回目でもつばら賃貸住宅事業の關係の民間事業者の方からヒアリングをしたり、あるいは住民の自治会の連合体であります自治会協議会のほうから話を伺ったという形になっております。第3回目は、都市再生部門の民間事業者の方からヒアリングをされた。4回目、5回目で、その方向性の決定に向けました論点の整理がされているという状況でございます。どのような結論に至るかということにつきましては、現時点では全く見えている状況ではございませんけれども、本日は、現状でこのような検討がなされているというご報告をさせていただくということでございます。

ご説明は以上とさせていただきます。

【小林分科会長】 ありがとうございます。

それでは、ただいまの報告について何かご質問があればいただきたいと思います、いかがでしょうか。

小さな点なのですが、以前この評価委員会を各省別に存在する現在の形をやめて、内閣府の一体的な評価委員会に組みかえるという話が前回、昨年度かな……あったように記憶

しているんですけども、そのような議論はこれを見る限り必ずしも明示的ではないような気がするのですが……。

【浦口企画専門官】 細かな制度設計はこれからになってきますけれども、先ほどの参考資料1で申しますと、5ページの2ポツの③で、政策責任者たる主務大臣が一貫して評価を実施と書かれてございますが、ここに第三者委員会たる評価委員会のような形がどのように組み込まれるのか、組み込まれないのかというところはまだ制度の詳細が示されておりませんので、これからつくっていくのかなと思います。

全体としてはその下に、さらに④の1丸目でございますけれども、「制度所管府省に設置する第三者機関により主務大臣等の評価を点検」という形になっておりますので、省庁横串的な評価の点検というのはこちらのほうであるのかなと思いますけれども、主務大臣のほうでどのように実施する形になっていくかというのは、これから検討が進んでいくのかなと考えております。

【小林分科会長】 わかりました。ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。

【寫委員】 要するに、この4つの機構はまだどういう方向になるか結論がついていないということですよね。区分けとしては研究開発型とかいろいろありますけれども、この区分けの中にこの4つが入っていくのか、それともまた別な区分けになっていこうとしているのか、その辺はどうなんでしょうか。

【浦口企画専門官】 先ほど個別の閣議決定のところがございましたけれども、そこはまさにまだ検討の最中でございますので、一部が成果目標達成法人になるのか、公的な法人の形態として残るのか、あるいは一部は分割して可能なものは特殊会社化というような閣議決定でございますので、可能なものというのがどうなるかまさに検討の最中なのでわかりませんが、一部が特殊会社化するというのも閣議決定の文章の上ではあり得るということで、どこの型にどのようにおさまるといえるのは現時点では全く、何と申しますか、落としどころが想定された上で議論が進んでいるというものではございません。

【寫委員】 しかし、まあ、夏までに結論を出すわけですよね。方向性も見えていないんですか。

【井上官房審議官】 8ページに閣議決定文がありますけれども、はっきり言って、これは私どもから分割・再編をしたいとか、会社化したいということを行った覚えは全くありません。これはもう事実としてないわけですから、行政刷新会議側というふうに一応申

上げますけれども、側の意図があるとすれば、ここの文章の中の本質の部分が、向こうがこういうことができないかということを考えているのだと思うんです。具体的に言えば、1つ目の丸の「分割・再編」と、2つ目の丸、下から3行目の「会社化の可能な部分について全額政府出資の特殊会社化を検討し」とこの2点が、経緯を振り返れば、やればこうしたいというのがある種の内閣府側の意図だとすれば、それができるかどうかをこの調査会で、白地で検討する。ぐちゃぐちゃ書いてあるところはそのための留意事項といえますか、条件ですよということになるんだと思います。

正直なところ、その意味で、今この場でこうなりそうだと申し上げられる材料はございません。

【寫委員】 どうなるかということはこの調査会でいろいろ聞きながらやっていくでしょうけれども、この調査会のヒアリング内容を見ていると、もうちょっと大きい視点でヒアリングをしてもいいんじゃないかなと私なんかは思うんですよね。それは何かというと、この一、二年で時代はすごく大きく変化してきているわけです。1つは大震災があって、何となくみんな寄り合って生きていきたい1つの国民的な感情の流れみたいなものがある。結婚する人も少し早目になってきたとか、震災後も何かみんなが集まれるような場所をつくりたいとか、そういう大きな時代的な変化みたいなものがあるって、そういうところにURの都市のあり方、機構のあり方というようなものも私は多少関係してくるのかなという気がするんです。

それと、もう一つは国際的な問題です。今はインフラ輸出ということが盛んに重視されてきたわけです。今までガスだとか、水道だとか、あるいは高速道路、都市づくり、鉄道などは、ドメスティックな産業であって、こういったものを輸出するなんていうことは考えられなかったし、あまり考えたこともなかったわけです。しかし、ここ1年ぐらいの動きを見ていると新興国が非常に成長してきて、マレーシア、インドネシア、あるいは中国の内陸部だとか、いろいろなところで都市計画をやっている、そしてそれが日本の商社だけでなく市の水道局とか、あるいは通信、鉄道だとか、それらを一体化させた都市づくりのインフラ輸出をやるというような事態も起こってきているわけです。

そうすると、日本の戦後の公共インフラ造りの経験というのは、成功もあったけれども失敗もあったわけです。その成功と失敗を総括して、これからの日本だけではなくて国際的にも、「こういう都市づくりがいいですよ」というような形で提案するというのは、商社がするのか、あるいはURや鉄道会社が行うのか、そこら辺はよくわかりませんが、

そういう中の一環として今までのノウハウを提供するというようなことも、ここ1年、2年の非常に大きな流れだと私は思うんです。

政府もインフラ輸出ということを中心に掲げているわけですよね。我々は今までインフラというと土木だとか、港湾だとかいうことを中心に考えていたけれども、水道だとかガスだとか、あるいは我々が思いもよらなかったようなソフトまで輸出対象になってきた。実はその中には環境もあるだろうと思うのですが、そのようなことまで含めて、これからの新興国が新しい都市をつくりたいと言い始めているんだと思うんです。

私は1970年代ぐらいに、中東方面によく取材に行きましたけれども、当時は日本のゼネコンが道路をつくったり、港をつくったり、いろいろやっていましたよね。じゃ、だれが全体のスケルトンをかいているかということ、中東のかつての宗主国であるフランスとかイギリス、アメリカのベクテルなどそういった都市計画なんかをやる企業、シンクタンクなどが政府の中核に入り込んで、そこが実際にはドバイなり、あるいはアラブ諸国連邦とか、サウジとか、そういうところの政府と議論しながら大きな見取り図をつくっているわけです。そしてそれをどの国のどの企業に落とすかというような話をしている、日本が援助しているときには日本の会社を入れるかというようなことが70年代、80年代に行われていたインフラ輸出の典型例だと思うんですね。実は今のインフラ輸出はもっと大きな、まさにかつて宗主国大きな図を描いていたようなことを日本がやれるようになった。私はそういうノウハウを持ってきているのではないのかなと思うんです。

そういうものを利用することもあっていいなという気がするんです。そのようなこともこれからの成長計画の視点に入っていくのかどうなのか、私は入っていったほうがいいと思うんだけど、そのようなことはどうなのでしょう。

【井上官房審議官】 まず、最初の震災を機にいろいろ考え方が変わったという話は、URのことだけではなくて、住宅政策、都市政策全般にいろいろな形でこれからかわってくると思うんです。当然、結婚するかどうかというのは世帯の数がどうなるかということにもかかわりますし、時間のかかる話かも知りませんが、そういう視点でそのお話はしっかり受けとめさせていただきたいなと思います。

インフラのほうはURにそのままつなげるのかどうか、人材としての活用はあるんだと思いますけれども、URが独自に大きなランドデザインを描くという形で出ていくわけにはいかないでしょうから、活用の仕方はもう少し一ひねりあるのかなという気がいたしました。これも国土交通行政の中で、しっかりご意見として受けとめるべき課題だと思います。

ます。今回の調査会については、今は私どもから注文をつける立場にないものですから、何か意見を言う機会があれば参考にさせていただいてということだと思いますけれども、「これは検討の視点がちょっと狭いんじゃないか」ということを直接言える立場ではないものですから（笑）、そのところは理解を賜りたいと思います。

【小林分科会長】 すみません。時間の関係もございますので、寫さんのご意見は議事録として記録にとどめさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

【長沢委員】 私はもう答えが出ましたので。

【小林分科会長】 よろしいですか。

【長沢委員】 はい。

【小林分科会長】 それでは、もしよろしければ、ただいまは報告でございますので、この辺で終わらせていただきたいと思います。それで、この後の議事進行は事務局をお願いしたいと思います。お願いします。

【浦口企画専門官】 ありがとうございます。本日は長時間のご審議、まことにありがとうございました。

ここで当方の井上審議官から、一言ごあいさつがございます。

【井上官房審議官】 どうも長時間審議をありがとうございました。

最後にご報告でございますけれども、小林分科会長、來生委員におかれましては、この国土交通省独立行政法人評価委員会の任期が最大10年ということになっていまして、都市再生機構は後からできたものですから平成16年からなのですが、10年ということでこの3月31日で任期満了、ご退任ということでございます。大変残念、名残惜しいんですけども、本都市再生分科会につきましては今日が最後のご出席ということでございます。この間27回審議をやったということでございまして、業績評価等、大變的確に議論していただく中で大きな役割を果たしていただいたとっておりますし、その他いろいろな審議事項につきましても大變お世話になったと思います。

最後に感謝の気持ちをしっかりお伝え申し上げたいと思います。ほんとうにありがとうございました。

大變恐縮ですが、よろしければお言葉をちょっといただければありがたいと思います。

【小林分科会長】 時間もありませんので一言だけ。

このURの評価委員会が始まった当初から務めさせていただきまして、最初は結構大變だったですね。予定の時間を延長して議論した場面が相当ございましたが、最近は何とな

くおさまるようになりまして、何とかうまく動き始めたのかなと思っていたところですが、私も委員としての期限が切れましたので、来生委員とともにこの場を去ることになりました。

ご協力ありがとうございました。お礼申し上げます。(拍手)

【来生委員】 5時半から、同じ建物ですけれども、私が司会する別の委員会があるので一言だけ。

最初にお引き受けしたときから、独立行政法人という組織そのものが非常に難しい組織だと。公と私をあわせ持つ2つの性格が1つの組織の中に入っている。白地に絵をかくわけではなくて、それぞれの歴史を背負っているいろいろなことをしなければいけない。言ってみればぬえみみたいなもので、そこを評価という局面に乗せるということは非常に難しいことだとずっと感じておりました。今回お役が終わるので、ほっとしております(笑)。まあ、ぬえであると割り切っていていただいて、その時代その時代の状況に合わせて公的な性格と私的な性格をうまく使い分けて存在を……。こういうものの存在というのは決してなくならないと思いますので、それぞれの状況に合わせてしっかり議論していただければと思います。

どうもありがとうございました。(拍手)

【浦口企画専門官】 大変ありがとうございました。本日の審議内容につきましては、冒頭に申しあげましたけれども議事録を作成の上、委員の皆様方に確認をさせていただいて、後日公表させていただきたいと思っております。

また、本日の資料ですけれども、もしよろしければお手元に置いておいていただければ後日郵送させていただくことも可能ですので、そのようにしていただければと思います。また、今後の予定でございますけれども、本年の7月ごろには、また23年度の業績評価を引き続き委員の皆様をお願いしたいと思いますので、またご連絡を差し上げたいと思っております。

それでは、以上をもちまして第27回独立行政法人評価委員会都市再生機構分科会を終了させていただきます。本日はどうもありがとうございました。

— 了 —